

## 税金について楽しく学ぼう【弱い者いじめでは？】

こんな話を聞いて、どう思いますか？

自分以外にも滞納している人は、たくさんいるはず。  
私だけを選んで、弱い者いじめをしないでほしい。



車を買ったばかりで生活が苦しい。  
あなた達には、我が家の苦しさがわからないのかっ！

忙しい中、わざわざこちらから納税課に電話して相談しているのに、  
時間がないんだから、早く答えなさいよ！



これは、納税課の日常です。

「生活が苦しい人からも税金を取るの？」「ひどい・・・」と思われるでしょうか？

それとも、「出費がかさむ間は、税金を納めなくてもいいの？」と思われるでしょうか？



少しだけ、税金についてお話をします。

### ①「滞納している人はたくさんいる」？

→ 大分市納税課が徴収している市税の収納率をご存じでしょうか？

収納率は、「9割」を超えて推移しています。つまり、9割以上の納税義務者が、税金を完納していることになります。

## ② 「特定の人を選んでいる」?

→ ドラマや映画では、「悪質な所得隠し」をしている人を狙い撃ちにして、徹底的な調査を行い、税を徴収する！というシーンを見かけることがありますが、納税課では、税が滞納となった場合、完納者との公平性を念頭に置き一律的な滞納処分を行っています。

## ③ 「車を買って替えたから税金が納められない」?

→ 税金は、ローン等の借金に優先して納付するものとされています。  
その理由は、法律によって、税金はすべての公課・その他債権に先立って徴収すると定められているからです。(地方税法第14条・地方税優先の原則)

### ◆借金等の返済が出来なくなり「自己破産」に至ってしまったら?!◆

破産者は、原則、破産債権全部について弁済する(借金等を返す)責任を免れますが、税金は免責の対象外とされているため、帳消しにはならず納付義務は残るのです。憲法で「国民の義務」とされている納税は、法律上、特別な扱いとされているため、個人の生活再建を目的とする破産制度においても、その他の債権と同様の扱いとはされていません。



## ④ 「自分からわざわざ納税課に電話をしている」?

→ 納付が遅れた場合(遅れそうな場合)は、ご自身から大分市納税課(債権者)に、「なぜ納付が遅れるのか(理由)」や「今後の納付計画」を具体的に説明していただくなければ、大量反復的な処理が求められている税金の徴収業務において、個々の事情を把握することは出来ません。

収入の減少や失業、予期せぬ医療費の発生などのご事情がある場合は、収支がわかる資料をお手元に準備し、早めのご相談をお願いします。

※「(漠然と)生活が苦しい」「そのうち納めるから・・・」「そっちでわからないのかっ！」では、状況を判断する資料がなく、対応いたしかねますのでご注意ください。



市役所は市民に優しく丁寧に寄り添い、様々な「市民サービス」を提供するところです。納税課(徴税吏員)が「市民(滞納している人)に優しく寄り添う」ということは、「1日も早く完納に導くこと」です。納付せずに放置していると、延滞金が発生することもあります。また、督促状を送付した後も放置し続けると、給料や預金等の差押え(滞納処分)を行わざるを得なくなります。

